

# 浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「工事等」という。）に係る入札のうち、浜松市総合評価落札方式による競争入札要領（以下「要領」という。）第8条第4項の規定により入札参加資格の有無の確定及び性能、機能、技術等に関する提案や企業の技術力、信頼性・社会性等を評価するための資料（以下「技術提案等」）の審査を入札後に行って落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札は、原則として要領第3条に掲げる工事等のうちから市長が指定するものとする。

(公告)

第3条 総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札の公告は、別記1及び別記2の例による。

(確認申請書等の提出)

第4条 市長は、工事等の入札に参加を希望する者から、公告の日の翌日から公告終了後2日以内でその都度定める期間内に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び自己評価申請書を提出させるものとする。この場合において、特定共同企業体については、浜松市建設共同企業体取扱要綱第11条第1号から第4号までに規定する書類を提出させるものとする。

2 入札に参加を希望する者は前項に定める自己評価申請書の提出について、入札公告、入札説明書及び総合評価落札方式運用マニュアルをもとに、評価項目及び評価基準等を十分確認の上、自ら評価した内容を自己評価申請書に記入するものとする。

3 市長は、確認申請書及び自己評価申請書を提出した者について、確認申請書及び自己評価申請書の記載内容に基づき入札参加資格の確認及び技術提案等の採否による暫定評価を行う。この場合において、参加資格及び技術提案等の確認基準日は確認申請書の提出期限とし、入札参加資格及び技術提案等の採否についての結果は確認申請書提出期日後速やかに、文書で申請者に通知するものとする。なお、電子入札による場合は、電送により通知するものとする。

(落札候補者の決定)

第5条 市長は、開札の結果、次の要件に該当する入札者のうち、入札価格と暫定評価点により算定される評価値の最も高い者を落札候補者とし、落札を保留とする。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして算出する。なお、評価値の最も高い者が2者以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内にあり、失格基準価格を下回っていないこと。

(2) 入札に係る技術提案等が、入札公告又は入札通知において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件を全て満たしていること。（標準点を付与）

(3) 入札の評価について除算方式をとる場合は、評価値が標準点を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格）で除した数値より下回っていないこと。

(入札参加資格の有無及び評価値の確定)

第6条 市長は、落札候補者から、公告により指定した入札参加資格及び技術提案等の根拠とな

る資料（以下「資料」という。）を電送又は持参により提出させ、入札前に確認した入札参加資格及び技術提案等について改めて資料により審査し、入札参加資格の有無、評価点及び評価値を確定する。ただし、審査後の評価点は暫定評価点を上限とし、審査後の評価点が暫定評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。

- 2 前項の規定により、入札参加資格の有無及び技術提案等の採否について審査を受けた結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合及び暫定評価点と評価点に相違があり第5条第1項に定める評価値の最も高い者でないと認められた場合は同項に定める評価値の最も高い者に次ぐ高評価値であった者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とするものとし、前項の規定と同様の手続を行うものとする。なお、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は落札候補者の行った入札を無効とする。
- 3 前2項の規定は、次順位者に入札参加資格がないと認められた場合及び次順位者が審査後の評価値の最も高い者でないと認められた場合に準用する。
- 4 資料の提出期限は、第1項にあっては開札日から1日以内とし、第2項にあっては、通知の日から1日以内とする。

（入札参加資格がない者又は暫定評価点と評価点に相違があり評価値の最も高い者でないと認められた者に対する通知及び理由の説明）

第7条 前条の規定により入札参加資格がない者又は暫定評価点と評価点に相違があり第5条第1項に定める評価値の最も高い者でないと認められた者については、入札参加資格確認結果を送付するものとする。

- 2 入札参加資格がない者又は暫定評価点と評価点に相違があり第5条第1項に定める評価値の最も高い者でないと認められた者は、前項の通知の日から1日以内にその理由等について電子入札システムにより電送する方法又は書面を持参することにより説明を求められることができる。
- 3 市長は前項の説明を求められたときは、その日から1日以内に文書により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に入札参加資格がある、暫定評価点と評価点に相違がない又は暫定評価点と評価点に相違はあるが第5条第1項に定める評価値の最も高い者であると認める場合は、同項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨及び落札候補者である旨の通知を行うものとする。

（落札者の決定）

第8条 市長は、第6条の規定により入札参加資格を有し、評価値の最も高い者であると認められた者を落札者として決定する。

- 2 調査基準価格を設ける場合において落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回るときは、浜松市低入札価格取扱要領に基づき調査を行い、調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがないと認められる場合には前項の規定により落札者を決定する。また、履行がされないおそれがあると認められる場合は、同項の規定にかかわらずその者を落札者としないものとし、次順位者を落札候補者として前2条の規定を準用する。

（入札結果の通知）

第9条 市長は、前条の規定により落札者を決定した場合は、入札参加者に対して入札結果を通知するものとする。

（準用）

第10条 この要領に定めのない事項については、要領の取扱いによるものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

2 改正後の浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契約については、なお従前の例による。

別記1（簡易型の場合）

浜松市公告第 号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札（総合評価落札方式（簡易型・入札後審査型））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

年 月 日

浜松市長

## 記

### 1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

(課名・番号)

(2) 工事場所

(3) 工事概要

(4) 工期

(5) 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案等」という。）を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

### 2 契約事項を示す場所

(1) 入札担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -

(2) 契約担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -

(2) 契約担当課 (1)に同じ(入札担当課と同じ場合)

### 3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日告示第390号）の規定により平成・年度の 工事の競争入札参加の資格の認定を受けており、市が 工事の 等級に格付した者であること。

(3) 工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。……（工事規模により削除）

(4) 平成 年度以降に、元請として 工事の施工実績を有すること（完成引渡し済のものに限る。）

(5) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。また、配置する技術者については、平成 年度以降に(4)に掲げる工事と同種の工事の施工経験を有する者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とすることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証（工種を記載）を有する者で、かつ監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

- (6) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (10) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。……(建設工事の場合)
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (11) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

4 一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出並びにヒアリングに関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案等を提出すること。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出

ア 入札前に行う入札参加資格の確認

この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式-1)(以下「確認申請書」という。)自己評価申請書(別紙様式1-2)他別記の1に記載されたもの(以下「事前審査資料」という。)を提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認及び評価点についての暫定的な審査(以下「事前審査」という。)を受けなければならない。この場合において、事前審査の確認基準日は確認申請書の提出日とし、事前審査の結果(評価点は除く。)は提出期限日の翌日から日以内に通知する。なお、事前審査資料及び技術提案等の提出は電子入札システム(以下「システム」という。)による提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾(紙入札方式参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)を提出)を得た場合は、別記の1により持参することができる。

( 手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)を提出し発注者の指示に従うこと。)

イ 技術提案等の提出方法

入札説明書に示す様式及び注意事項に基づき作成すること。

(2) 技術提案等のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(3) 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認及び評価点の確定

開札の結果、落札候補者になった者は、指定する日までに入札後に発注者の指定する別記2(3)に掲げる入札参加資格等確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札参加資格及び自己評価申請書の詳細な確認(以下「事後審査」という。)を受けなければならない。

(4) 参加資格がないと認められた者等の説明要求

ア 事前審査において参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の1によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。

イ 事後審査において参加資格がないと認められた者又は自己評価申請書に誤りがある等により、評価値の最も高い者でないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から7日以内に行う。

(5) 事前審査において参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書及び事前審査資料を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点(発注者が設定している要求要件を満たしている場合に付与する点数)と加算点(技術提案等の内容に応じて付与する点数)の合計を当該参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)を算出し、落札者を決定する方式とする。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

(2) 評価項目

評価項目については、次のとおりである。具体的な評価基準及び評価指標については、入札説明書による。

ア 施工計画に関する事項

(例)解体工事時の騒音対策について及び施設利用者の安全確保について

イ 施工実績に関する事項

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項

エ 地域精通度及び地域貢献度に関する事項

アの項目で最大 点、イからエの項目で最大 点の加算点とする。

(3) 落札候補者の決定

ア 技術的所見(施工計画)の内容が標準施工方法を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点数を 点とする。

イ 入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であり、失格基準価格を下回らないこと。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。  
ウ 上記イにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(4) 落札の決定

入札後に落札候補者から提出された資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしており、評価値の最も高い者と確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。また落札候補者が評価値の最も高い者でないと認められた場合も、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

(5) 評価内容の担保

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

また、落札者の提示した企業の施工実績等のうち、市内業者施工率を100%又は80%以上とすると記載した者については、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置(配点1点につき2点減点)を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

6 契約書案、入札心得及び設計書等について

(1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記の3により閲覧させ又は貸出しをする。……(貸出す場合)

(1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記の3により閲覧させ又は入札情報サービス(以下「PPI」という。)に公開する。……(貸出さない場合)

(2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所(財務部調達課)において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

7 現場説明会の日時及び場所等 現場説明会は、実施しない……(実施しない場合)

8 入札執行の日時及び場所等 入札執行の日時等は、別記の5により執行する

9 入札方法等

(1) システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参して入札できる。

(2) 必要な書類

ア システムによる入札の場合 入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札による場合 入札書、入札参加資格確認通知書、工事費内訳書、委任状(代理の場合)

なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 郵送による入札並びに(2)の文書を提出しない者の入札は認めない。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。……(予定価格を公表しない場合)

(4) 入札執行回数は、1回を限度とする。……(予定価格を公表する場合)

10 調査基準価格及び失格制限価格……(調査基準価格のみ設定する場合)

- ( 1 ) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。なお、失格基準価格は設定しない。
  - ( 2 ) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。
  - ( 3 ) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
  - ( 4 ) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
    - ア 建設業法第 26 条第 3 項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者 1 名をその補助技術者として置かなければならないこと。
    - イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。
    - ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。
    - エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。
- 10 調査基準価格及び失格制限価格……( 調査基準価格及び失格基準価格を設定する場合 )
- ( 1 ) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
  - ( 2 ) 失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。
  - ( 3 ) 失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。
  - ( 4 ) 失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
  - ( 5 ) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
    - ア 建設業法第 26 条第 3 項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者 1 名をその補助技術者として置かなければならないこと。
    - イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。
    - ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。
    - エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。
- 11 入札保証金 この制限付一般競争入札は、入札保証金を免除する………（契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要としない案件の場合）
- 11 入札保証金 ……（契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要とする案件の場合）
- ( 1 ) 納付。ただし、浜松市契約規則第 7 条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等（銀行又は市長の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
  - ( 2 ) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。
    - 入札保証金の納付 平成 年 月 日
    - 入札保証に係る書類の提出 平成 年 月 日



(3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、(別紙)建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

#### 1.2 契約に関する特記事項

1の表に掲げる次の工事の請負契約にあたっては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。(議決事件の場合)

#### 1.3 前金払、中間前金払及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領(平成23年4月1日施行)に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領(平成24年4月1日施行)に基づいて行う。

#### 1.4 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者の行った入札

(2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札

(3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札参加資格のある旨を確認された者であって、事後審査において入札参加資格がないと確認された者の行った入札

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

##### ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

#### 1.5 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

1.6 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有又は無

#### 1.7 くじの実施

最高評価値となった者が複数ある場合、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の3ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

## 1 8 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。 (緩和対象の場合)  
この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。 (緩和対象外の場合)

### 別 記

## 1 事前審査等

### (1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 平成 年 月 日 ( ) 午前9時から平成 年 月 日 (水) 午後0時  
(正午)までのシステム稼働時間内とする。

#### イ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式-1)

(イ) 技術提案等

あ 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(様式2)

い 自己評価申請書(様式1-2)及び添付書類

### (2) 紙入札による場合

ア 提出期間 平成 年 月 日 ( ) から平成 年 月 日 ( ) までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)

イ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

#### ウ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式-1)

(イ) 紙入札参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)

(ウ) 技術提案等

あ 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(様式2)

い 自己評価申請書(様式1-2)及び添付書類

### (3) 事前審査結果通知

平成 年 月 日 ( ) 午後1時以降、システムによる申請については、システムにより通知することとし、紙申請による場合には書面により浜松市役所(財務部調達課)にて配付する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

### (4) 事前審査において入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア 方 法 システムにより提出すること。紙入札による場合には持参すること。

イ 提出期限 平成 年 月 日 ( ) 午後5時

ウ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

エ 回 答 平成 年 月 日 ( ) までに、システムにより通知する。(持参による場合は、上記期日以降に入札担当課へ通知書を取りに来ること。)

## 2 事後審査等

(1) 提出期間 通知を受け取った日から平成 年 月 日 ( ) 午後5時まで(次順位者以降の者は別途指示する)

(2) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

(3) 提出書類 入札参加条件に係る施工実績調書(様式-2)企業の施工実績等(様式3)、配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)及び添付書類

### (4) 事後審査結果通知

平成 年 月 日 ( ) 午後1時以降、システムによる入札者については、システムにより通知することとし、紙入札による場合には書面により浜松市役所(財務部調達課)

にて配付する。

- (5) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者又は自己評価申請書に誤りがある等により、評価値の最も高い者でないと認められた者の理由説明要求

ア 方法 書面により持参すること。

イ 提出期限 平成 年 月 日 ( ) 午後 5 時

ウ 提出先 浜松市役所 (財務部調達課)

エ 回答 平成 年 月 日 ( ) までに通知する。(上記期日以降に入札担当課へ通知書を取りに来ること。)

3 設計図書等の閲覧及び貸出し..... (貸出しがある場合)

- (1) 閲覧期間及び貸出期間 平成 年 月 日 ( ) から同年 月 日 ( ) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 貸出方法及び日数 1 業者につき 1 部 (無料) 1 日 (貸出日の翌日午前 9 時まで)

(3) 場 所 浜松市役所 (財務部調達課)

3 設計図書等の閲覧、公開及び入手方法..... (貸出しがなく P P I に公開する場合)

- (1) 閲覧期間及び公開期間 平成 年 月 日 ( ) から同年 月 日 ( ) まで (ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。)

(2) 閲覧場所 浜松市役所 (財務部調達課)

(3) 公開場所及び入手方法 P P I の当該案件のページからダウンロードして入手すること

4 設計図書等に対する質問

(1) 提出方法 システムにより提出することとし、紙入札による場合は持参すること

(2) 受付期間 平成 年 月 日 ( ) から平成 年 月 日 ( ) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) 午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 提出先 浜松市役所 (財務部調達課)

5 入札執行日時等

(1) 入札書等受付期間

平成 年 月 日 ( ) から平成 年 月 日 ( ) までの午前 9 時から午後 5 時まで (最終日は午後 0 時 (正午) までとする。)

(2) 提出方法

ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付のうえ提出すること

イ 紙入札による場合

(ア) 提出場所 浜松市役所 (財務部調達課) へ直接持参すること

(イ) 提出書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、工事費内訳書、委任状 (代理の場合)

(ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続が出来なくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書 (浜松市電子入札運用基準 様式 4) 及び入札書、委任状 (代理人の場合)、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

(3) 開札の日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

(4) 開札の場所 浜松市役所 (入札室)

## 一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（浜松市調達課）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事一般競争入札心得」、「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いのないようにすること。また、この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行するものとする。

### 記

1 課名・入札番号                      課 第                      号

2 工 事 名

3 その他説明事項

(1) 設計書等の受託者

ア 公告3(11)の「1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社    浜松市    町   丁目   番地

イ 公告3(11)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の(ア)又は(イ)に該当するものである。

(ア) 当該受託者(各構成員も含む)の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(2) 建設リサイクル法対象工事

この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

ア 分別解体等の方法

イ 解体工事に要する費用

ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

エ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出について

次の様式を使用することとし、システムにより提出する場合は添付するファイルの名称に業者名と様式の名称を必ず入れること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式-1)

イ 入札参加条件に係る施工実績調書(様式-2) 参加条件に施工実績がある場合

ウ 技術提案等

(ア) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(入札説明書 様式2)

(イ) 自己評価申請書(入札説明書 様式1-2)

(ウ) 企業の施工実績等(入札説明書 様式3)

(エ) 配置予定技術者等の資格・工事経験等(入札説明書 様式4)

エ 工事費内訳書 P P I に格納してあるため参考にすること

(4) 現場(工事)説明書

現場説明は実施しない。

(5) 質疑応答書の提出について

質疑の有る場合についてのみ、平成 年 月 日( )までに別紙様式-5により提出すること。

(6) その他

以下の用紙等が必要な場合は、財務部調達課で受け取ること。

「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」

「浜松市建設工事一般競争入札心得」

「質疑応答書」

4 浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむをえない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。

一般競争入札参加資格確認申請書

|       |             |       |          |
|-------|-------------|-------|----------|
| 公告番号  |             | 公告年月日 | 平成 年 月 日 |
| 工事名   | ( 課名 入札番号 ) |       |          |
| 工事場所  | 浜松市 地内      |       |          |
| 業種ランク |             |       |          |
| 施工実績  | 工事名         |       |          |
|       | 契約金額        |       |          |
|       | 発注機関名       |       |          |
| 添付書類  |             |       |          |

( 実績についての参加条件を記載 ) の施工実績について必ず記載してください。なお、参加申請にあたり様式 - 2 の提出は必要ありません。

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地  
 代表者 商号又は名称  
 代表者氏名

( 参加条件に施工実績がある場合 )

## 入札参加条件に係る施工実績調書

会社名

としての施工実績を記入すること。

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 工 事 名 |                     |
| 発注機関名 | 浜松市 課               |
| 施工場所  |                     |
| 契約金額  |                     |
| 工 期   | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 発注形態  |                     |
| 工事概要  |                     |

(注) 施工場所は、都道府県名及び市町村名等を、発注形態は、単体 / 共同企業体 ( 出資比率 ) を記載してください。

契約書の写し ( 変更契約分含む。 ) または工事カルテ ( 竣工登録カルテ受領書の写しを含む ) 及び施工した内容がわかるもの ( 実施設計書の表紙又は設計図面等 ) を添付してください。





## 総合評価方式（簡易型）入札説明書

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 工 事 名

### 2 課名・入札番号

3 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案(以下「技術提案等」という。)を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

### 4 技術提案等及び自己評価申請書の提出について

(1) 提出する技術提案等は以下のとおりとする。

ア 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式2）

イ 自己評価申請書（様式1-2）

(2) 作成上の注意事項

ア 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式2）

「技術提案書作成にあたっての条件等」を確認し、（課題を記載）についての技術的所見を記載すること。提案数は制限しないが、一つの課題に対し評価提案が5件以上あっても4点までしか加点しないものとする。

イ 自己評価申請書（様式1-2）

過去15年間の会社の同種・類似工事の施工実績

(ア) 平成 年度以降に完成・引渡をした公共工事で、同種工事（ ）又は類似工事（ ）を含む工事）を元請（単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る。）として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。

(イ) 受注形態等は、単体/共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。

(ウ) CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

その他の会社状況

(ア) 参加申請にあたり、申請内容を証明する書類の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に提出すること。

(イ) 優良工事表彰とは、過去2年度の優良工事表彰をいい、対象は平成 年度浜松市 工事部門 工事とする。

(ウ) 災害協定に基づく活動実績は、平成 年度以降の実績に限る。なお、出勤要請書の写しが提出できない場合は、実績として認めないので、記載時に注意すること。

(エ) 市内業者施工率とは、今回の工事についての契約金額に対する自社施工分、市内本店業者及び市内に建設業法上の営業所を置く者への下請負額分の合計額（予定）の割合をいう。

(オ) ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証とは、浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けている事業者をいい、認証期間中の者を評価の対象とする。

配置予定技術者等の資格・工事経験

等

(ア) 配置を予定する技術者の氏名・年齢等を記載する。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査は、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。複数の技術者を登録する場合又は従事した工事経験を複数記載する場合は、本様式を複写して作成すること。また、実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。

(イ) 工事経験については、平成 年度以降に完成・引渡をした公共工事で、同種工事( )又は類似工事( )を主任(監理)技術者又は現場代理人として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。ただし、単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員として受注した元請工事に限る。

(ウ) 同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写し(変更契約書を含む。)を添付すること。CORINSへの登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写しを省略できない。なお、工事概要がわかるもの(実施設計書及び設計図面等の該当部分)は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

(エ) 優秀技術者表彰とは、平成 年度又は平成 年度の優秀技術者表彰を受けたことをいう。なお、該当者が他の事業所に在職していた時における優秀技術者表彰は、対象外とする。

(オ) 参加申請にあたり、配置予定技術者の年齢、法令等による資格・免許、雇用状況、優秀技術者表彰を受けたことを証明する書類の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に提出すること。

## 5 企業の施工実績等の提出について

(1) 開札の結果、落札候補者となった者のみ、以下の施工実績等に係る書類を提出すること。

ア 企業の施工実績等(様式3)

イ 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)

(2) 作成上の注意事項

ア 企業の施工実績等(様式3)

(ア) 自己評価申請書に記載した施工実績等を記載すること。

(イ) 優良工事表彰に該当する場合は表彰状の写しを添付すること。

(ウ) 浜松市と災害協定を締結している場合は協定書の写しを、災害協定等に基づく活動実績(平成 年度以降の実績に限る。)がある場合は出勤要請書の写しを添付すること。

(エ) ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。

(オ) 障害者雇用が法定雇用率以上のときは、障害者雇用状況内訳書(様式3の2)を添付すること。

(カ) 浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けている者は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)

(ア) 自己評価申請書に記載した配置予定技術者の資格・工事経験等を記載すること。

(イ) 配置予定技術者の年齢、法令等による資格・免許、雇用状況等が確認できる書類の写しを添付すること。

(ウ) 優秀技術者表彰に該当する場合は表彰状の写しを添付すること。

(3) 技術提案等のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について次の評価基準に基づき加点するものとする。



( 2 ) 総合評価の方法

ア 技術的所見( 施工計画 )の内容が標準施工方法を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数を 点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値( 以下「評価値」という。 )をもって行う。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

( 3 ) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び企業の施工実績等をもって入札し、次の( ア )から( ウ )の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

( ア ) 入札価格が予定価格の範囲内であり、失格基準価格を下回らないこと。

( イ ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

( ウ ) 評価値が、標準点( 100点 )を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

( 4 ) 評価内容の担保

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

また落札者の提示した企業の施工実績等のうち、市内業者施工率を100%又は80%以上とすると記載した者については、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。なお、市内業者施工率が記載どおりに行われない場合は、工事成績評定点を減ずる措置( 配点1点につき2点減点 )を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

7 実施上の留意事項

( 1 ) 技術的所見に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関して提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。

( 2 ) 技術的所見について、契約金額の変更は認めない。

( 3 ) 技術提案等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

( 4 ) 提出された技術提案等は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。

( 5 ) 技術提案等に虚偽の記載をした者は、当該工事に参加できない。また、浜松市工事請負契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあること

とする。

なお、技術提案等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(6) 提出された技術提案等は、返却しない。

別添資料1-1

簡易型

## 技術提案書作成にあたっての条件等 (発注者が設定している標準案等)

評価項目：発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性

| 発注者が設定している標準案とその前提条件   |
|--|
| 課題についての説明  |
| 1. 標準案<br>(1)<br><br>(2)   |
| 2. 提案内容<br>(1)<br><br>(2)  |
| 3. 留意事項<br>(1) 発注者が設定している「1. 標準案」を満足すること。<br>(2) 最低限の要求条件として設定する対策の方法は、「公共工事標準仕様書」及び特記仕様書に示される各規定とし、これを下回る提案は認めない。<br>(3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的な内容(「丁寧に施工する」等)の提案は評価しない。 |

## 自己評価申請書

工事名 平成 年度 工事 会社名

過去 15 年間の会社の同種・類似工事の施工実績

| 同種・類似の区別            | 同種 ・ 類似 ・ なし              |
|---------------------|---------------------------|
| 工 事 名               |                           |
| 発注機関名               |                           |
| 施 工 場 所             |                           |
| 契 約 金 額             |                           |
| 工 期                 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日       |
| 受注形態等               |                           |
| 工 事 概 要             |                           |
| C O R I N S へ の 登 録 | あり ( CORINS 登録番号 : ) ・ なし |

同種・類似工事に該当がある場合は、契約の写しを添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し(変更契約書を含む。)を省略できない。なお、工事概要がわかるもの等は登録がある・なしに関わらず添付すること。

受注形態等は、単体 / 共同企業体名(構成員・出資比率)を記載すること。

その他の会社状況について

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 優良工事表彰の有無             | あり ( 表彰工事名 : ) ・ なし                                 |
| I S O 認証取得状況          | ISO9001 ・ ISO14001 ・ エコアクション 21 ・ なし                |
| 災害協定                  | あり ・ なし   |
| 障害者雇用の状況              | 1 法定雇用率以上の雇用をしている<br>2 法定雇用率を下回る雇用をしている、若しくは雇用していない |
| 市内業者施工率               | 100% ・ 80%以上 ・ 80%未満                                |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証 | あり ・ なし   |

参加申請にあたり、申請内容を証明する書類の提出は求めない。落札候補者にのみ、開札後に提出すること。

災害協定に基づく活動実績は、平成 年度以降の実績に限る。なお、出勤要請書の写しが提出できない場合は、実績として認めないので、記載時に注意すること。

市内業者施工率とは、今回の工事についての契約金額に対する自社施工分、市内本店業者及び市内に建設業法上の営業所を置く者への下請負額分の合計額（予定）の割合をいう。

ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証とは、浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けている事業者であり、認証期間中の者を対象とする。



配置予定技術者等の資格・工事経験等について

|                    |                                 |                  |
|--------------------|---------------------------------|------------------|
| 配置予定技術者の<br>氏名・年齢等 | (生年月日：西暦 年 月 日 歳)               | 担い手の育成に<br>かかる女性 |
|                    |                                 | 該当               |
| 法令による資格・免許         | (例) 1級管施工管理技士 年 月取得<br>(登録番号： ) |                  |
| 同種・類似の区別           | 同種 ・ 類似 ・ なし                    |                  |
| 工 事 名              |                                 |                  |
| 発注機関名              |                                 |                  |
| 施工場所               |                                 |                  |
| 契約金額               |                                 |                  |
| 工 期                | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日             |                  |
| 従事役職               |                                 |                  |
| 工事内容               |                                 |                  |
| CORINS への登録        | あり (CORINS 登録番号： ) ・ なし         |                  |
| 優秀技術者表彰<br>の 有 無   | あり (表彰工事名 ) ・ なし                |                  |

同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写し(変更契約書を含む)を添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し(変更契約書を含む)を省略できない。工事カルテ等により、配置がされていたことがわかる資料も添付することとし、工事概要がわかるもの(実施設計書及び設計図面等の該当部分)は登録がある・なしに関わらず必ず添付すること。

ただし、「過去15年間の会社の同種・類似工事の施工実績」と工事実績が同じ場合は、重複して添付する必要はない。

従事した工事経験を複数記載する場合又は複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。

参加申請にあたり、配置予定技術者の年齢、法令による資格、免許、雇用状況、優秀技術者表彰を受賞したことを証明する資料の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に証明資料他を提出すること。

### 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見

工事名 :

会社名 :

|            |  |
|------------|--|
| 施工上配慮すべき事項 |  |
|------------|--|

| 施工上の課題に対する技術的所見               |         |
|-------------------------------|---------|
| 課題                            |         |
| 課題                            |         |
| 技術提案が適正と認められなかった場合に標準案を施工する意思 | あり ・ なし |

(注意事項)

- 1 記載枚数は制限しないが、極力 1 ページにまとめること。図面等の参考資料は制限しない。
- 2 記載内容は具体的に記載すること。具体性のないものは評価しない。
- 3 技術的所見は、設計変更を伴わない範囲内のものであることとし、技術的所見が適正と認められなかった場合を想定し、標準案での施工の意思の有無を記載すること。技術的所見が認められず、標準案での施工の意思が無い場合は、入札参加資格は無いものとする。
- 4 この書式は Word 又は Excel 形式のデータで提出すること。

## 企業の施工実績等

工事名

会社名

|                       |  |                        |
|-----------------------|--|------------------------|
| 工事名称等                 | 同種・類似の区別   | 同種 ・ 類似 ・ なし           |
|                       | 工事名  |                        |
|                       | 発注機関名  |                        |
|                       | 施工場所   |                        |
|                       | 契約金額   |                        |
|                       | 工期   | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日    |
|                       | 受注形態等  |                        |
|                       | 工事概要   |                        |
|                       | CORINSへの登録   | あり (CORINS 登録番号 : )・なし |
| 優良工事表彰の有無             | あり (表彰工事名 : )・なし   |                        |
| ISO認証取得状況             | ISO9001 ・ ISO14001 ・ エコアクション 21 ・ なし<br>有効期限 平成 年 月 日 平成 年 月 日 |                        |
| 災害協定                  | あり ・ なし  |                        |
| 障害者雇用の状況              | 1 法定雇用率以上の雇用をしている<br>2 法定雇用率を下回る雇用をしている、若しくは雇用していない            |                        |
| 市内業者施工率               | 100% ・ 80%以上 ・ 80%未満   |                        |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証 | あり ・ なし  |                        |

注 1 自己評価申請書に記載した工事名称等を記載すること。

注 2 優良工事表彰に該当する場合は、表彰状の写しを添付すること。

注 3 浜松市と災害協定を締結している場合は協定書の写しを、災害協定等に基づく活動実績 (平成年度以降の実績に限る。)がある場合は出勤要請書の写しを添付すること。

注 4 ISO9001、ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。

注 5 障害者雇用が法定雇用率以上のときは、障害者雇用状況内訳書 (様式 3 の 2 ) を添付すること。

注 6 浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けている事業者であり、認証期間中の者である場合は、それを証明する書類を添付すること。

## 障害者雇用状況内訳書

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者名

| 区 分      | 内 容  |                  |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
|----------|--|------------------|------------|------------------|---|--------|---|-------|------------|------------------|--|--------|---|
| 雇用労働者数   | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">常時雇用労働者数</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>短時間労働者数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>   | 常時雇用労働者数         | 人          | 短時間労働者数          | 人 |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 常時雇用労働者数 | 人  |                  |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 短時間労働者数  | 人  |                  |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 身体障害     | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">常時雇用</td> <td style="width: 45%;">重度障害(1・2級)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">人(ダブルカウントしない実人員)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重度障害以外</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>短時間労働</td> <td>重度障害(1・2級)</td> <td style="text-align: right;">人(ダブルカウントしない実人員)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重度障害以外</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table> | 常時雇用             | 重度障害(1・2級) | 人(ダブルカウントしない実人員) |   | 重度障害以外 | 人 | 短時間労働 | 重度障害(1・2級) | 人(ダブルカウントしない実人員) |  | 重度障害以外 | 人 |
| 常時雇用     | 重度障害(1・2級)   | 人(ダブルカウントしない実人員) |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
|          | 重度障害以外   | 人                |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 短時間労働    | 重度障害(1・2級)   | 人(ダブルカウントしない実人員) |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
|          | 重度障害以外   | 人                |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 知的障害     | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">常時雇用</td> <td style="width: 45%;">重度障害(A)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">人(ダブルカウントしない実人員)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重度障害以外</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>短時間労働</td> <td>重度障害(A)</td> <td style="text-align: right;">人(ダブルカウントしない実人員)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重度障害以外</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>       | 常時雇用             | 重度障害(A)    | 人(ダブルカウントしない実人員) |   | 重度障害以外 | 人 | 短時間労働 | 重度障害(A)    | 人(ダブルカウントしない実人員) |  | 重度障害以外 | 人 |
| 常時雇用     | 重度障害(A)  | 人(ダブルカウントしない実人員) |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
|          | 重度障害以外   | 人                |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 短時間労働    | 重度障害(A)  | 人(ダブルカウントしない実人員) |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
|          | 重度障害以外   | 人                |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 精神障害     | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">常時雇用</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>短時間労働</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>   | 常時雇用             | 人          | 短時間労働            | 人 |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 常時雇用     | 人  |                  |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |
| 短時間労働    | 人  |                  |            |                  |   |        |   |       |            |                  |  |        |   |

障害者の雇用の促進等に関する法律(施行規則)で定義されている算定方法で法定雇用率以上の場合のみ、提出してください。

短時間労働者とは、週労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

身体障害及び知的障害について、常時雇用の重度障害の方が1人いる場合は2人としてカウントします。また短時間労働者は重度の方が1人いる場合は1人、重度障害以外の方が1人いる場合は0.5人としてカウントします。

精神障害について、短時間労働者が1人いる場合は0.5人としてカウントします。

様式 4

配置予定技術者等の資格・工事経験等

工事名

会社名：

|                             |                             |                                  |                        |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|------------------------|
| 配置予定技術者の<br>氏名・年齢等          |                             | (生年月日：西暦 年 月 日<br>歳)             | 担い手の育成<br>にかかる女性<br>該当 |
| 法令による資格・免許                  |                             | (例) 1級土木施工管理技士 年 月取得<br>(登録番号： ) |                        |
| 工事<br>経験<br>の<br>概要         | 同種・類似の区別                    | 同種 ・ 類似 ・ なし                     |                        |
|                             | 工 事 名                       |                                  |                        |
|                             | 発注機関名                       |                                  |                        |
|                             | 施 工 場 所                     |                                  |                        |
|                             | 契 約 金 額                     |                                  |                        |
|                             | 工 期                         | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日              |                        |
|                             | 従 事 役 職                     |                                  |                        |
|                             | 工 事 内 容                     |                                  |                        |
| CORINS への登<br>録             | あり (CORINS 登録番号： ) ・ な<br>し |                                  |                        |
| 申請時<br>における<br>他工事の<br>従事状況 | 従事者の有無                      | あ り ・ な し                        |                        |
|                             | 工 事 名                       |                                  |                        |
|                             | 発注機関名                       |                                  |                        |
|                             | 工 期                         |                                  |                        |
|                             | 従 事 役 職                     |                                  |                        |
|                             | 本工事と重複する<br>場合の対応措置         |                                  |                        |
| CORINS への登<br>録             | あり (CORINS 登録番号： ) ・ な<br>し |                                  |                        |
| 優秀技術者表彰<br>の 有 無            | あり (表彰工事名 ) ・ なし            |                                  |                        |

注 1 自己評価申請書に記載した配置予定技術者の資格・工事経験等を記載すること。

注 2 従事した工事経験を複数記載する場合又は複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。

注 3 年齢、法令等による資格・免許、雇用状況等が確認できる書類の写しを添付すること。

注 4 優秀技術者表彰に該当する場合は、表彰状の写しを添付すること。

別記2（特別簡易 型の場合）

浜松市公告第 号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易 型・入札後審査型））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

年 月 日

浜松市長

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

(課名・番号)

(2) 工事場所

(3) 工事概要

(4) 工期

(5) 本工事は、入札者に工事価格及び企業の施工実績等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易 型）の工事である。

2 契約事項を示す場所

(1) 入札担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -

(2) 契約担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -

(2) 契約担当課 (1)に同じ(入札担当課と同じ場合)

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号)により平成 年度の 工事の競争入札参加の資格の認定を受けており、市が 工事の 等級に格付した者であること。

(3) 工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。……(工事規模により削除)

(4) 平成 年度以降に、元請として 工事の施工実績を有すること(完成引渡し済のものに限る。)

(5) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。また、配置する技術者については、平成 年度以降に(4)に掲げる工事と同種の工事の施工経験を有する者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とするとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証( 工種を記載)を有する者で、かつ監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

(6) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(7) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又

は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(10) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。……(建設工事の場合)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(11) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

#### 4 制限付一般競争入札参加資格の確認

(1) 入札前に行う入札参加資格の確認

この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式-1)(以下「確認申請書」という。)自己評価申請書(別紙様式1-2)他別記の1に記載されたもの(以下「事前審査資料」という。)を提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認及び評価点についての暫定的な審査(以下「事前審査」という。)を受けなければならない。この場合において、事前審査の確認基準日は確認申請書の提出日とし、事前審査の結果(評価点は除く。)は提出期限日の翌日から日以内に通知する。なお、事前審査資料の提出は電子入札システム(以下「システム」という。)による提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾(紙入札方式参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)を提出)を得た場合は、別記の1により持参することができる。

( 手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)を提出し発注者の指示に従うこと。)

(2) 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認及び評価点の確定

開札の結果、落札候補者になった者は、指定する日までに入札後に発注者の指定する別記2(3)に掲げる入札参加資格等確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札参加資格及び自己評価申請書の詳細な確認(以下「事後審査」という。)を受けなければならない。

(3) 参加資格がないと認められた者等の説明要求

ア 事前審査において参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の1によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。

イ 事後審査において参加資格がないと認められた者又は自己評価申請書に誤りがある等により、評価値の最も高い者でないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から7日以内に行う。

(4) 事前審査において参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書及び事前審査資料を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点(発注者が設定している要求要件を満たしている場合に付与する点数)と加算点(技術提案等の内容に応じて付与する点数)の合計を当該

参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を算出し、落札者を決定する方式とする。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

#### （2）評価項目

評価項目については、次のとおりである。具体的な評価基準及び評価指標については、入札説明書による。

ア 施工実績に関する事項

イ 配置予定技術者の能力に関する事項

ウ 地域精通度及び地域貢献度に関する事項

アからウの項目で最大 点の加算点とする。

#### （3）落札候補者の決定

ア 入札参加資格を満たしている場合に標準点を与え、さらに企業の施工実績等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点数を 点とする。

イ 入札参加者は、価格及び企業の施工実績等をもって入札し、次の（ア）から（ウ）の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の範囲内であり、失格基準価格を下回らないこと。

（イ）価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

（ウ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

ウ 上記 イ において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

#### （4）落札の決定

入札後に落札候補者から提出された資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしており、評価値の最も高い者と確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。また落札候補者が評価値の最も高い者でないと認めた場合も、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

#### （5）評価内容の担保

落札者の提示した企業の施工実績等のうち、市内業者施工率を100%又は80%以上とすると記載した者については、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置（配点1点につき2点減点）を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

## 6 契約書案、入札心得及び設計書等について

（1）契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、



別記の3により閲覧させ又は貸出しをする。……（貸出す場合）

(1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の3により閲覧させ又は入札情報サービス（以下「PPI」という。）に公開する。……（貸出さない場合）

(2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

7 現場説明会の日時及び場所等 現場説明会は、実施しない……（実施しない場合）

8 入札執行の日時及び場所等 入札執行の日時等は、別記の5により執行する

9 入札方法等

(1) システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参して入札できる。

(2) 必要な書類

ア システムによる入札の場合 入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札による場合 入札書、入札参加資格確認通知書、工事費内訳書、委任状（代理の場合）

なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 郵送による入札並びに(2)の文書を提出しない者の入札は認めない。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。……（予定価格を公表しない場合）

(4) 入札執行回数は、1回を限度とする。……（予定価格を公表する場合）

10 調査基準価格及び失格制限価格……（調査基準価格のみ設定する場合）

(1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。なお、失格基準価格は設定しない

(2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

(4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。

イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。

ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。

エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

10 調査基準価格及び失格制限価格……（調査基準価格及び失格基準価格を設定する場合）

(1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

(2) 失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

(3) 失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。

(4) 失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

(5) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者(監理技術者)を置かなければならない場合にあつては、主任技術者(監理技術者)と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。

イ 補助技術者は、主任技術者(監理技術者)の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。

ウ 現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。

エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

1 1 入札保証金 この制限付一般競争入札は、入札保証金を免除する………(契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要としない案件の場合)

1 1 入札保証金 ……(契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要とする案件の場合)

(1) 納付。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等(銀行又は市長の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。)の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 平成 年 月 日

入札保証に係る書類の提出 平成 年 月 日

(3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、(別紙)建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

1 2 契約に関する特記事項

1の表に掲げる次の工事の請負契約にあつては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。(議決事件の場合)

1 3 前金払、中間前金払及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領(平成23年4月1日施行)に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領(平成24年4月1日施行)に基づいて行う。

1 4 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者の行った入札

(2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札

(3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札参加資格のある旨を確認された者であつて、事後審査において入札参加資格がないと確認された者の行った入札

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。))

の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

#### 1 5 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

#### 1 6 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有又は無

#### 1 7 くじの実施

最高評価値となった者が複数ある場合、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の3ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

#### 1 8 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。 (緩和対象の場合)  
この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。 (緩和対象外の場合)

## 別 記

### 1 事前審査等

#### (1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 平成 年 月 日 ( ) 午前9時から平成 年 月 日 (水) 午後0時 (正午) までのシステム稼動時間内とする。

イ 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式 - 1) 自己評価申請書 (様式 1 - 2) 及び添付書類

#### (2) 紙入札による場合

ア 提出期間 平成 年 月 日 ( ) から平成 年 月 日 ( ) までの午前9時から午後5時まで (最終日は午後0時 (正午) までとする。)

イ 提出先 浜松市役所 (財務部調達課)

ウ 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式 - 1) 紙入札参加申請書 (浜松市電子入札運用基準 様式 3) 自己評価申請書 (様式 1 - 2) 及び添付書類

#### (3) 事前審査結果通知

平成 年 月 日 ( ) 午後1時以降、システムによる申請については、システムにより通知することとし、紙申請による場合には書面により浜松市役所 (財務部調達課) にて配付する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

#### (4) 事前審査において入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア 方 法 システムにより提出すること。紙入札による場合には持参すること。

イ 提出期限 平成 年 月 日 ( ) 午後5時

ウ 提出先 浜松市役所 (財務部調達課)

エ 回 答 平成 年 月 日 ( ) までに、システムにより通知する。(持参による場合は、上記期日以降に入札担当課へ通知書を取りに来ること。)

### 2 事後審査等

#### (1) 提出期間 通知を受け取った日から平成 年 月 日 ( ) 午後5時まで (次順位者以降の者は別途指示する)

#### (2) 提出先 浜松市役所 (財務部調達課)

#### (3) 提出書類 入札参加条件に係る施工実績調書 (様式 - 2) 企業の施工実績等 (様式 3) 配置予定技術者等の資格・工事経験等 (様式 4) 及び添付書類

#### (4) 事後審査結果通知

平成 年 月 日 ( ) 午後1時以降、システムによる入札者については、システムにより通知することとし、紙入札による場合には書面により浜松市役所 (財務部調達課) にて配付する。

#### (5) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者又は自己評価申請書に誤りがある等により、評価値の最も高い者でないと認められた者の理由説明要求

ア 方 法 書面により持参すること。

イ 提出期限 平成 年 月 日 ( ) 午後5時

ウ 提出先 浜松市役所 (財務部調達課)

エ 回 答 平成 年 月 日 ( ) までに通知する。(上記期日以降に入札担当課へ通知書を取りに来ること。)

### 3 設計図書等の閲覧及び貸出し..... (貸出しがある場合)

#### (1) 閲覧期間及び貸出期間 平成 年 月 日 ( ) から同年 月 日 ( ) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

#### (2) 貸出方法及び日数 1業者につき1部 (無料) 1日 (貸出日の翌日午前9時まで)

(3) 場 所 浜松市役所(財務部調達課)

3 設計図書等の閲覧、公開及び入手方法.....(貸出しがなくPPIに公開する場合)

(1) 閲覧期間及び公開期間 平成 年 月 日( )から同年 月 日( )まで(ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(2) 閲覧場所 浜松市役所(財務部調達課)

(3) 公開場所及び入手方法 PPIの当該案件のページからダウンロードして入手すること

4 設計図書等に対する質問

(1) 提出方法 システムにより提出することとし、紙入札による場合は持参すること

(2) 受付期間 平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)午前9時から午後4時まで

(3) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

5 入札執行日時等

(1) 入札書等受付期間

平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)

(2) 提出方法

ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付のうえ提出すること

イ 紙入札による場合

(ア) 提出場所 浜松市役所(財務部調達課)へ直接持参すること

(イ) 提出書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、工事費内訳書、委任状(代理の場合)

(ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続が出来なくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)及び入札書、委任状(代理人の場合)、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

(3) 開札の日時 平成 年 月 日( ) 時 分

(4) 開札の場所 浜松市役所(入札室)

## 一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（浜松市調達課）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事一般競争入札心得」、「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いのないようにすること。また、この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行するものとする。

### 記

1 課名・入札番号                      課 第                      号

2 工 事 名

3 その他説明事項

(1) 設計書等の受託者

ア 公告3(11)の「1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社    浜松市    町 丁目    番地

イ 公告3(11)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の(ア)又は(イ)に該当するものである。

(ア) 当該受託者(各構成員も含む)の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(2) 建設リサイクル法対象工事

この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

ア 分別解体等の方法

イ 解体工事に要する費用

ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

エ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び企業の施工実績等の提出について

次の様式を使用することとし、システムにより提出する場合は添付するファイルの名称に業者名と様式の名称を必ず入れること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 入札参加条件に係る施工実績調書(様式-2) 参加条件に施工実績がある場合

ウ 企業の施工実績等

(ア) 自己評価申請書(入札説明書 様式1-2)

(イ) 企業の施工実績等(入札説明書 様式3)

(ウ) 配置予定技術者等の資格・工事経験等(入札説明書 様式4)

エ 工事費内訳書 P P Iに格納してあるため、参考にすること

(4) 現場(工事)説明書

現場説明は実施しない。

(5) 質疑応答書の提出について

質疑の有る場合についてのみ、平成 年 月 日( )までに別紙様式 - 5により提出すること。

(6) その他

以下の用紙等が必要な場合は、財務部調達課で受け取ること。

「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」

「浜松市建設工事一般競争入札心得」

「質疑応答書」

4 浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむをえない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。

一般競争入札参加資格確認申請書

|       |            |       |          |
|-------|------------|-------|----------|
| 公告番号  |            | 公告年月日 | 平成 年 月 日 |
| 工事名   | (課名 入札番号 ) |       |          |
| 工事場所  | 浜松市 地内     |       |          |
| 業種ランク |            |       |          |
| 施工実績  | 工事名        |       |          |
|       | 契約金額       |       |          |
|       | 発注機関名      |       |          |
| 添付書類  |            |       |          |

(実績についての参加条件を記載)の施工実績について必ず記載してください。なお、参加申請にあたり様式 - 2の提出は必要ありません。

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先)浜松市長

代表者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名



( 参加条件に施工実績がある場合 )

## 入札参加条件に係る施工実績調書

会社名

としての施工実績を記入すること。

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 工 事 名 |                     |
| 発注機関名 | 浜松市 課               |
| 施工場所  |                     |
| 契約金額  |                     |
| 工 期   | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 発注形態  |                     |
| 工事概要  |                     |

(注) 施工場所は、都道府県名及び市町村名等を、発注形態は、単体 / 共同企業体 ( 出資比率 ) を記載してください。

契約書の写し ( 変更契約分含む。 ) または工事カルテ ( 竣工登録カルテ受領書の写しを含む ) 及び施工した内容がわかるもの ( 実施設計書の表紙又は設計図面等 ) を添付してください。



## 総合評価方式（特別簡易型）入札説明書

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 工 事 名

### 2 課名・入札番号

3 本工事は、入札者に工事価格及び企業の施工実績等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

### 4 自己評価申請書の提出について

#### （１）作成上の注意事項

##### ア 過去15年間の会社の同種・類似工事の施工実績

（ア）平成 年度以降に完成・引渡をした公共工事で、同種工事（ ）又は類似工事（ ）を元請（単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る。）として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。

（イ）受注形態等は、単体/共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。

（ウ）CORINSへの登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

##### イ その他の会社状況

（ア）参加申請にあたり、申請内容を証明する書類の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に提出すること。

（イ）優良工事表彰とは、過去2年度の優良工事表彰をいい、対象は平成 年度 年度 浜松市 工事部門 工事とする。

（ウ）災害協定に基づく活動実績は、平成 年度以降の実績に限る。なお、出勤要請書の写しが提出できない場合は、実績として認めないので、記載時に注意すること。

（エ）市内業者施工率とは、今回の工事についての契約金額に対する自社施工分、市内本店業者及び市内に建設業法上の営業所を置く者への下請負額分の合計額（予定）の割合をいう。

（オ）ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証とは、浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けている事業者をいい、認証期間中の者を評価の対象とする。

##### ウ 配置予定技術者等の資格・工事経験等

（ア）配置を予定する技術者の氏名・年齢等を記載する。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査は、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。複数の技術者を登録する場合又は従事した工事経験を複数記載する場合は、本様式

を複写して作成すること。また、実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。

- (イ) 工事経験については、平成 年度以降に完成・引渡をした公共工事で、同種工事( )又は類似工事( )を主任(監理)技術者又は現場代理人として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。ただし、単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員として受注した元請工事に限る。
- (ウ) 同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写し(変更契約書を含む。)を添付すること。CORINSへの登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写しを省略できない。なお、工事概要がわかるもの(実施設計書及び設計図面等の該当部分)は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。
- (エ) 優秀技術者表彰とは、平成 年度又は平成 年度の優秀技術者表彰を受けたことをいう。なお、該当者が他の事業所に在職していた時における優秀技術者表彰は、対象外とする。
- (オ) 参加申請にあたり、配置予定技術者の年齢、法令等による資格・免許、雇用状況、優秀技術者表彰を受けたことを証明する書類の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に提出すること。

## 5 企業の施工実績等の提出について

- (1) 開札の結果、落札候補者となった者のみ、以下の施工実績等に係る書類を提出すること。
  - ア 企業の施工実績等(様式3)
  - イ 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)
- (2) 作成上の注意事項
  - ア 企業の施工実績等(様式3)
    - (ア) 自己評価申請書に記載した施工実績等を記載すること。
    - (イ) 優良工事表彰に該当する場合は表彰状の写しを添付すること。
    - (ウ) 浜松市と災害協定を締結している場合は協定書の写しを、災害協定等に基づく活動実績(平成 年度以降の実績に限る。)がある場合は出勤要請書の写しを添付すること。
    - (エ) ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。
    - (オ) 障害者雇用が法定雇用率以上のときは、障害者雇用状況内訳書(様式3の2)を添付すること。
    - (カ) 浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けている者は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。
  - イ 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)
    - (ア) 自己評価申請書に記載した配置予定技術者の資格・工事経験等を記載すること。
    - (イ) 配置予定技術者の年齢、法令等による資格・免許、雇用状況等が確認できる書類の写しを添付すること。
    - (ウ) 優秀技術者表彰に該当する場合は表彰状の写しを添付すること。

6 総合評価に関する事項

- ( 1 ) 各評価項目について次の評価基準に基づき加点するものとする。



( 2 ) 総合評価の方法

ア 入札参加資格を満たしている場合に標準点を与え、さらに内容に応じて加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数を 点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

( 3 ) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び企業の施工実績等をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であり、失格基準価格を下回らないこと。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

( 4 ) 評価内容の担保

落札者の提示した企業の施工実績等のうち、市内業者施工率を100%又は80%以上とすると記載した者については、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置(配点1点につき2点減点)を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

7 実施上の留意事項

( 1 ) 企業の施工実績等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

( 2 ) 提出された企業の施工実績等は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。

( 3 ) 企業の施工実績等に虚偽の記載をした者は、当該工事に参加できない。また、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあることとする。

なお、企業の施工実績等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

( 4 ) 提出された企業の施工実績等は、返却しない。

## 自己評価申請書

工事名 平成 年度 工事 会社名

過去 15 年間の会社の同種・類似工事の施工実績

| 同種・類似の区別   | 同種 ・ 類似 ・ なし          |
|------------|-----------------------|
| 工 事 名      |                       |
| 発注機関名      |                       |
| 施 工 場 所    |                       |
| 契 約 金 額    |                       |
| 工 期        | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日   |
| 受注形態等      |                       |
| 工 事 概 要    |                       |
| CORINSへの登録 | あり (CORINS 登録番号: )・なし |

同種・類似工事に該当がある場合は、契約の写しを添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し(変更契約書を含む。)を省略できない。なお、工事概要がわかるもの等は登録がある・なしに関わらず添付すること。

受注形態等は、単体 / 共同企業体名(構成員・出資比率)を記載すること。

その他の会社状況について

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 優良工事表彰の有無             | あり (表彰工事名: )・なし                                     |
| I S O 認証取得状況          | ISO9001 ・ ISO14001 ・ エコアクション 21 ・ なし                |
| 災害協定                  | あり ・ なし   |
| 障害者雇用の状況              | 1 法定雇用率以上の雇用をしている<br>2 法定雇用率を下回る雇用をしている、若しくは雇用していない |
| 市内業者施工率               | 100% ・ 80%以上 ・ 80%未満                                |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証 | あり ・ なし   |

参加申請にあたり、申請内容を証明する書類の提出は求めない。落札候補者にのみ、開札後に提出すること。

災害協定に基づく活動実績は、平成 年度以降の実績に限る。なお、出勤要請書の写しが提出できない場合は、実績として認めないので、記載時に注意すること。

市内業者施工率とは、今回の工事についての契約金額に対する自社施工分、市内本店業者及び市内に建設業法上の営業所を置く者への下請負額分の合計額(予定)の割合をいう。

ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証とは、浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けている事業者であり、認証期間中の者を対象とする。



配置予定技術者等の資格・工事経験等について

|                    |                                 |                        |
|--------------------|---------------------------------|------------------------|
| 配置予定技術者の<br>氏名・年齢等 | (生年月日：西暦 年 月 日 歳)               | 担い手の育成に<br>かかる女性<br>該当 |
| 法令による資格・免許         | (例) 1級管施工管理技士 年 月取得<br>(登録番号： ) |                        |
| 同種・類似の区別           | 同種 ・ 類似 ・ なし                    |                        |
| 工 事 名              |                                 |                        |
| 発注機関名              |                                 |                        |
| 施工場所               |                                 |                        |
| 契約金額               |                                 |                        |
| 工 期                | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日             |                        |
| 従事役職               |                                 |                        |
| 工事内容               |                                 |                        |
| CORINS への登録        | あり (CORINS 登録番号： ) ・ なし         |                        |
| 優秀技術者表彰<br>の有 無    | あり (表彰工事名 ) ・ なし                |                        |

同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写し(変更契約書を含む)を添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し(変更契約書を含む)を省略できない。工事カルテ等により、配置がされていたことがわかる資料も添付することとし、工事概要がわかるもの(実施設計書及び設計図面等の該当部分)は登録がある・なしに関わらず必ず添付すること。

ただし、「過去15年間の会社の同種・類似工事の施工実績」と工事実績が同じ場合は、重複して添付する必要はない。

従事した工事経験を複数記載する場合又は複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。

参加申請にあたり、配置予定技術者の年齢、法令による資格、免許、雇用状況、優秀技術者表彰を受賞したことを証明する資料の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に証明資料他を提出すること。

様式 3

企業の施工実績等

工事名

会社名

|                       |  |                        |
|-----------------------|--|------------------------|
| 工事名称等                 | 同種・類似の区別   | 同種 ・ 類似 ・ なし           |
|                       | 工事名  |                        |
|                       | 発注機関名  |                        |
|                       | 施工場所   |                        |
|                       | 契約金額   |                        |
|                       | 工期   | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日    |
|                       | 受注形態等  |                        |
|                       | 工事概要   |                        |
|                       | CORINSへの登録   | あり (CORINS 登録番号 : )・なし |
| 優良工事表彰の有無             | あり (表彰工事名 : )・なし   |                        |
| ISO認証取得状況             | ISO9001 ・ ISO14001 ・ エコアクション 21 ・ なし<br>有効期限 平成 年 月 日 平成 年 月 日 |                        |
| 災害協定                  | あり ・ なし  |                        |
| 障害者雇用の状況              | 1 法定雇用率以上の雇用をしている<br>2 法定雇用率を下回る雇用をしている、若しくは雇用していない            |                        |
| 市内業者施工率               | 100% ・ 80%以上 ・ 80%未満   |                        |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証 | あり ・ なし  |                        |

注 1 自己評価申請書に記載した工事名称等を記載すること。

注 2 優良工事表彰に該当する場合は、表彰状の写しを添付すること。

注 3 浜松市と災害協定を締結している場合は協定書の写しを、災害協定等に基づく活動実績 (平成年度以降の実績に限る。)がある場合は出勤要請書の写しを添付すること。

注 4 ISO9001、ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。

注 5 障害者雇用が法定雇用率以上のときは、障害者雇用状況内訳書 (様式 3 の 2 ) を添付すること。

注 6 浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けている事業者であり、認証期間中の者である場合は、それを証明する書類を添付すること

## 障害者雇用状況内訳書

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者名

| 区 分    | 内 容      |            |                  |
|--------|----------|------------|------------------|
| 雇用労働者数 | 常時雇用労働者数 |            | 人                |
|        | 短時間労働者数  |            | 人                |
| 身体障害   | 常時雇用     | 重度障害(1・2級) | 人(ダブルカウントしない実人員) |
|        |          | 重度障害以外     | 人                |
|        | 短時間労働    | 重度障害(1・2級) | 人(ダブルカウントしない実人員) |
|        |          | 重度障害以外     | 人                |
| 知的障害   | 常時雇用     | 重度障害(A)    | 人(ダブルカウントしない実人員) |
|        |          | 重度障害以外     | 人                |
|        | 短時間労働    | 重度障害(A)    | 人(ダブルカウントしない実人員) |
|        |          | 重度障害以外     | 人                |
| 精神障害   | 常時雇用     |            | 人                |
|        | 短時間労働    |            | 人                |

障害者の雇用の促進等に関する法律(施行規則)で定義されている算定方法で法定雇用率以上の場合のみ、提出してください。

短時間労働者とは、週労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

身体障害及び知的障害について、常時雇用の重度障害の方が1人いる場合は2人としてカウントします。また短時間労働者は重度の方が1人いる場合は1人、重度障害以外の方が1人いる場合は0.5人としてカウントします。

精神障害について、短時間労働者が1人いる場合は0.5人としてカウントします。

配置予定技術者等の資格・工事経験等

工事名

会社名：

|                         |                         |                                  |                         |
|-------------------------|-------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 配置予定技術者の<br>氏名・年齢等      |                         | (生年月日：西暦 年 月 日 歳)                | 担い手の育成<br>にかかると女性<br>該当 |
| 法令による資格・免許              |                         | (例) 1級土木施工管理技士 年 月取得<br>(登録番号： ) |                         |
| 工事<br>経験<br>の<br>概要     | 同種・類似の区別                | 同種 ・ 類似 ・ なし                     |                         |
|                         | 工 事 名                   |                                  |                         |
|                         | 発注機関名                   |                                  |                         |
|                         | 施 工 場 所                 |                                  |                         |
|                         | 契 約 金 額                 |                                  |                         |
|                         | 工 期                     | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日              |                         |
|                         | 従 事 役 職                 |                                  |                         |
|                         | 工 事 内 容                 |                                  |                         |
|                         | CORINSへの登録              | あり (CORINS 登録番号： ) ・ なし          |                         |
| 申請時における他<br>工事の<br>従事状況 | 従事者の有無                  | あ り ・ な し                        |                         |
|                         | 工 事 名                   |                                  |                         |
|                         | 発注機関名                   |                                  |                         |
|                         | 工 期                     |                                  |                         |
|                         | 従 事 役 職                 |                                  |                         |
|                         | 本工事と重複する場合の<br>対応措置     |                                  |                         |
| CORINSへの登録              | あり (CORINS 登録番号： ) ・ なし |                                  |                         |
| 優秀技術者表彰<br>の 有 無        | あり (表彰工事名 ) ・ なし        |                                  |                         |

注 1 自己評価申請書に記載した配置予定技術者の資格・工事経験等を記載すること。

注 2 従事した工事経験を複数記載する場合又は複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。

注 3 年齢、法令等による資格・免許、雇用状況等が確認できる書類の写しを添付すること。

注 4 優秀技術者表彰に該当する場合は、表彰状の写しを添付すること。